介護老人保健施設 仙寿なごみ野 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団登豊会が開設する介護老人保健施設仙寿なごみ野(以下「当施設」という。)において実施する短期入所療養介護サービス又は介護予防短期入所療養介護サービス の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護は、要介護状態(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
 - 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」 過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上 必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を 得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則 り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかか る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じ て利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

- 第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。
 - (1) 施設名 介護老人保健施設 仙寿なごみ野
 - (2) 開設年月日 平成23年4月1日
 - (3) 所在地 岐阜県岐阜市則武東4丁目2番6号
 - (4) 電話番号 058-215-9753 FAX番号 058-215-9757
 - (5) 管理者名 茜部 寛

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定める ところによる。

(1)管理者 1人以上(医師と兼務) (2)医 師 1人以上(管理者と兼務) (3)看護職員 10人以上 50人以上 (4)介護職員 (5)支援相談員 1人以上 (6)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 5人以上 (7)管理栄養士 1人以上 (8)介護支援専門員 1人以上 (9)歯科衛生士 1人以上 (10)事務員 2人以上

(従業者の職務内容)

- 第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、 利用者の短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
 - (4) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づ く介護を行う。
 - (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
 - (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
 - (9) 事務員は保険請求事務、総務会計、施設管理業務を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの内容)

- 第8条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。
 - 1. 介護サービス費
 - 2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
 - 3. 夜勤体制加算
 - 4. 個別リハビリテーション実施加算

- 5. 送迎体制加算
- 6. 療養食加算
- 7. 総合医学管理加算(最大10日まで)
- 8. 緊急短期入所受入加算(最大7日まで)
- 9. 重度療養管理加算(要介護4,5に限る)
- 10. 緊急時治療管理
- 11. 介護職員処遇改善加算 (I) (R6.5まで)
- 12.介護職員特定処遇改善加算(I)(R6.5まで)
- 13. 介護職員等ベースアップ等支援加算(R6.5まで)
- 14. 介護職員等処遇改善加算 (I・Ⅱ) (R6.6から)
- 15. 在宅復帰·在宅療養支援機能加算(Ⅱ)
- 16. 生活性向上推進体制加算(I·Ⅱ)
- 17. 口腔連携強化加算
- 18. 認知症専門ケア加算 (I・Ⅱ)
- 19. 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- 21. 若年性認知症利用者受入加算

(利用者負担の額)

- 第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
 - (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、居住費(滞在費)、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者 が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、送迎費、その他の 費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。 岐阜市

(身体の拘束等)

第 11 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他 の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場 合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得 なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が 発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防 止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
 - ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。食費は第9条に利用料として規定されるものでありますが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととします。

- ・ 処方薬の調達、診療機関への受診は家族(身元引受人)が行うものとし、送迎および 診療に関わる費用等も家族(身元引受人)負担となります。また定期受診を含め、当施 設利用中に受診することが望ましいと判断された場合は、家族(身元引受人)は連絡を 受けた後、速やかに受診対応して頂くこととします。
 - 面会は、8時30分から18時00分までとします。
 - 外出は、事前に施設職員にご連絡の上、届出書をご提出ください。
 - 全館禁煙となります。
 - 火気の取扱いは、施設内、敷地内では禁止です。
 - ・ 設備・備品の利用は、施設職員に使用方法を聞き、十分注意してご利用ください。
 - 所持品・備品等の持ち込みは、使い慣れたものをお持ちください。
 - ・ 金銭・貴重品は各自で管理してください。
 - ペットの持ち込みは、お断りいたします。
 - ・ 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止します。
 - ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(非常災害対策)

- 第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画 に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
 - (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を 編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練…………年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底…………随時
 - その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 15 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
 - 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

- 第 16 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
 - (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団登豊会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、医療に従事する者と夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 20 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な 管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適 正に行う。
 - 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(苦情処理)

- 第 21 条 施設サービスの提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 当施設は、提供した施設サービスの内容に関し、介護保険法第23条の規定により、 市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市 町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 当施設は、提供した施設サービスに係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に沿って改善を行うものとする。
 - 4 サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応します。
 - (1)介護老人保健施設 仙寿なごみ野

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 施設長 茜部 寬

電話: 058-215-9753代 FAX: 058-215-9757 受付時間: 9時00分から17時00分 (月~金)

(2) 公的機関

公的機関(祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日まで)

岐阜市役所 福祉部介護保険課	住所:岐阜市司町 40 番地 1 電話:058-265-4141 午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係	住所:岐阜市下奈良 2-21 (岐阜県福祉・農業会館内) 電話:058-275-9826 午前9時00分から午後5時00分まで

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、 正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすこと がないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を 求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
 - 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に関連する政省令及び通知並びに本運 営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団登豊会理事長と 当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この運営規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
- この運営規程は、平成24年 4月 1日より施行する。
- この運営規程は、平成25年 1月 1日より施行する。
- この運営規程は、平成26年 2月17日より施行する。
- この運営規程は、平成26年11月 1日より施行する。
- この運営規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- この運営規程は、平成28年11月 1日より施行する。
- この運営規程は、平成30年 4月 1日より施行する。
- この運営規定は、令和 元年 5月 1日より施工する。
- この運営規定は、令和 2年 4月 1日より施工する。
- この運営規定は、令和 3年 4月 1日より施工する。
- この運営規定は、令和 6年 4月 1日より施工する。